

令和6年9月24日

職員各位

市長

令和7年度予算編成方針（通知）

本市の歳入のうち、普通交付税は、国税の伸びや一般行政経費の確保により、国勢調査人口の減少の影響はあるものの大幅な減少に至っていないが、市税においては、全国的に税収が増加傾向にある中、過疎地域の課題である人口減少、地価の下落などにより増収には至らず、依然として自主財源は伸び悩んでいる。一方、歳出では、世界的な物価高騰や最低賃金の改定による物件費や普通建設事業費等への影響に加え、人事院勧告の給与改定による人件費の増加など、行政経費の増加は避けられない状況となっている。

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、高水準の賃上げ、戦略的な投資による生産性の向上など、成長型の新たな経済ステージへの移行と持続可能な経済社会の実現に向けた政策を示しており、本市においても、働き方改革、人材確保など、今日的な課題に的確な対応を求められていることを踏まえながら、引き続きDX、GXを進めていくとともに、地域経済の活性化に取り組んでいかなければならない。

令和7年度、本市は、市制20周年という節目を迎える。避けられない人口減少社会への対応を前提としながらも、「^{もり}森林から^{はじ}まる地域創生」をテーマとして取り組んできた、定住促進、教育・子育て環境の充実、地域医療の確保といった重点施策は引き続き積極的に取り組まなければならない。加えて、市民や事業者に選ばれるまちとなるために、森林資源を最大限に生かしたまちの魅力の向上に努めるとともに、生活にデジタルの力を取り入れるなど、利便性の高い豊かな暮らしの実現をめざしていく。さらに、若者の定住促進に資する新病院の整備をはじめとして、人々が支えあいながら、安心して暮らすことができるまちづくりを進めることによって、まちの活力や賑わいなどの新たな風景づくりの創出につなげていく。

以上により、令和7年度予算は、次の基本方針に基づき編成することとする。

（1）地域の魅力を引き出し、住み続けたいまちづくりを推進

（2）創意工夫による事務事業の展開と財源の有効活用

予算編成の基本的事項

(1) 全体事項

- ア 賃上げ、物価高騰等により、経常経費の増大が見込まれることから、令和7年度の予算編成方法は、「積み上げ方式（一件査定）」により行うが、各部局において内容を十分に精査した上で要求すること。
- イ 年度内に予測される全ての収入・支出を漏れなく計上した通年予算とし、制度改正、災害等による緊急かつやむを得ないもの以外は、原則として、予算の補正は行わない方針であること。

(2) 地域創生、風景ビジョン、木育推進方針に関する事項

- ア 「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」及び「第2次宍粟市地域創生総合戦略〈Plus DX〉」をもとに、SDGsやDXの視点から既存事業の見直しを行うほか、まちの活力や賑わいの創出に向けた事業提案をすること。
- イ 「宍粟市風景ビジョン」に掲げる風景づくりや「宍粟市木育推進方針」のめざす将来像を意識し、地域資源の活用、特に、木材利用の促進や普及啓発につながる事業を積極的に提案し、森林環境譲与税を活用すること。

(3) 歳入に関する事項

- ア 国・県補助金や地方財政措置の動向には十分留意し、情報収集に努めること。
- イ 市債については、将来負担を考慮した適切な発行額とし、合併特例事業債の発行を除き、償還額を上回らない範囲とすること。
- ウ 歳入確保対策として、先進事例などを参考に既存の手法を見直すなど、新たな財源の確保に努めること。

(4) 歳出に関する事項

- ア 決算において多額の不用額が出ている事業があることから、前年度決算額、予算執行率を適正に反映して、過大な要求にならないよう必要額を精査すること。
- イ 経常的な内部事務経費については、徹底的な合理化とDXによる事務事業の見直しなど創意工夫により、一層の削減を図るとともに、適正な価格となるよう根拠を明確にすること。
- ウ 事業経費については、中長期的な視野に立ち、公費投入の必要がある分野・事業を的確に見極めるとともに、既存事業の優先順位を再確認し、事業規模を検討の上、適正化を図ること。
- エ 新規・拡充事業については、当初の事業目的・効果を達成している既存事業の廃止・縮小などの見直しを進めるとともに、特定財源の活用を含め確実に財源の見通しを立てること。